

学校感染症による出席停止について

東京学芸大学附属高等学校
学校長 大野 弘

下記の学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法施行規則第十八条に定められております。本校では、これらの感染症に罹患している、またはその疑いがある場合は、同第十九条により出席停止とします。従って、学校感染症に罹患している、または罹患の疑いがあると医師に診断された場合は速やかに事務室に電話連絡の上、医師に感染のおそれがないと認められるまで登校しないようお願いいたします。

(出席停止を要する感染症)

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。） その他、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項 から第九項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症も含む。

第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※ その他の感染症とは、学校での流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の学校感染症としての措置を講じることができる疾患です。（例：感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、インフルエンザ菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎、带状疱疹、手足口病、A型肝炎、B型肝炎等）

<出席停止の手続き方法>

①医師により、学校感染症に罹患あるいはその疑いがあると診断を受けましたら、速やかに学校へ連絡をしてください。

②治癒後の登校初日に、必要書類をご記入の上、学級担任（不在時は保健室）に提出をしてください。

・新型コロナウイルス感染症、またはインフルエンザの場合

治癒後の登校初日、担任（不在時は保健室）に、保護者の記入による「新型コロナウイルス感染症に関する欠席報告書」または「インフルエンザ罹患報告書」を提出してください。

・その他感染症の場合

治癒後の登校初日、担任（不在時は保健室）に、医師の記入による「学校感染症治癒証明書」を提出してください。

※ 「新型コロナウイルス感染症に関する欠席報告書」、「インフルエンザ罹患報告書」、「学校感染症治癒証明書」は、学校のホームページ「事務室より」→「学校感染症による出席停止について（保健室から）」よりプリントアウトしてください。本用紙は、Fax または郵送での対応もできます。

※ 「学校感染症治癒証明書」は、治癒後、受診した際に医療機関にて必要事項を記入してもらってください。